

山口市徳地高齢者・若者活性化センター指定管理者募集要項

山口市徳地高齢者・若者活性化センターの指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

(1) 名称

山口市徳地高齢者・若者活性化センター

(2) 所在地

山口市徳地堀 1 5 6 5 番地 1

(3) 施設の設置目的等

この施設は、地域の豊富な農林水産資源並びに高齢者に蓄積された体験及び知識を活用して、特産品の振興及び若者への伝承を図り、地域の活性化を促進するため設置されました。

(4) 開館時間等

① 開館時間

午前9時から午後6時まで

② 休館日

1 2 月 3 1 日から翌年 1 月 5 日まで（年末年始）

2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

(1) 活性化センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用許可に関する業務

(2) 施設等の維持管理に関する業務

(3) センター条例第3条に規定する事業の実施に関する業務

① 特産品の加工、製造等に必要な技術の修得及び開発に関すること。

② 高齢者の健康の維持増進、生きがい等就労及び社会参加に関すること。

③ 特産品の展示等に関すること。

④ 都市住民との交流に関すること。

⑤ 前各号に掲げるもののほか、資源の活用及び特産品の振興に関すること。

(4) 観光案内に関する業務

(5) 自主事業の実施に関する業務

(6) その他活性化センターの管理運営に必要な業務

3 指定の期間

2019年4月1日から2024年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないとき、指定を取り消すことがあ

ります。

4 指定管理料予定額（上限額）

5年間総額の上限額： 9, 153, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

- (1) 市内に事務所又は事業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと。
- (4) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 市民税、法人税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。
- (7) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (8) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと。
- (9) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

6 募集日程

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 平成30年8月31（金）～
- ② 配布場所 山口市徳地総合支所農林課
- ③ その他 募集要項及び仕様書は市のホームページに掲載しています。

(2) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 平成30年8月31日（金）～9月7日（金）まで
- ② 受付方法 質問書に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。

FAX 0835-52-1301 E-mail tk-nourin@city.yamaguchi.lg.jp

(3) 申請書の受付

- ① 受付期間 平成30年9月21日（金）まで（当日、午後5時15分までに必着

のこと。)

- ② 提出場所 山口市徳地総合支所2階 農林課

〒747-0292 山口市徳地堀1744 電話 0835-52-1115

- ③ 提出書類

ア 指定申請書

なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。

- ・共同企業体協定書
- ・委任状

イ 事業計画書

ウ 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類

エ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

オ 滞納のないことの証明

カ 収支予算書

キ 過去に指定管理者の指定を受けたことがある者については、その実績が分かる書類

ク 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く）

コ 団体の代表者及び役員全員の住民票（暴力団排除に係る資格審査のため）

サ その他市長が必要と認める書類

- ④ 提出部数 各10部

- ⑤ その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAXでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

7 選定方法

指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が次の選考事項に沿って、それぞれ審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補者として選定します。（150点満点）

- (1) 利用者の公平性、平等性の確保（5）

① 施設利用に関し、公平性を保つ考え方、方策を持っているか。

- (2) 施設の効用の最大限の発揮（40）

① 設置目的を理解し、適応した管理運営の方針を持っているか。

② トラブルや苦情処理への対応は適切か。

③ サービスの向上を図るための取り組みは適切か。

④ 利用者の増加を図るための取り組みは適切か。

- ⑤ 利用者等への安全管理の配慮がなされているか。
 - ⑥ 施設の維持管理手法、体制が明確で、安全な計画がされているか。
 - (3) 経費の縮減 (15)
 - ① 管理運営経費節減の具体的な計画や工夫が提案されているか。
 - ② 管理運営経費の内容は適切か。
 - (4) 管理運営を安定して行う人的、財政的能力 (30)
 - ① 安定的な運営が可能となる人員配置がされているか。
 - ② 安定的な運営が可能な財政状況、経営状況であるか。
 - ③ 個人情報 の適正な取り扱いが確保される見込みがあるか。
 - ④ 公の施設での管理運営の実績があり、評価されているか。
 - ⑤ 職員の指導育成、研修体制が整っているか。
 - ⑥ 安全管理や緊急時対応の体制や対処方法を明らかにしているか。
 - (5) 自主事業の実施 (20)
 - ① 自主事業を通じて地域の特産品のアピールを行っているか。
 - ② 都市・農村交流につなげる取り組みが含まれているか。
 - (6) 市の施策への貢献 (40)
 - ① 地域活性化への熱意が感じられる団体であるか。
 - ② 地域団体等との連携・協働により、地域産業の振興が行われるか。
 - ③ 市の施策に配慮した事業活動が行われるか。
 - ④ 事業収入等を活用し指定管理料の抑制に努めているか。
- ※ () 内は配点

8 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

9 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 指定管理料予定額を上回る指定管理料で提案があったとき
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不適当と認められるもの

10 ヒアリング

平成30年10月中旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容

等の説明をお願いします。

11 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、ホームページで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

12 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、平成30年12月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

13 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いをします。

14 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。
また、1つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。
- (4) 収支予算書の作成にあたっての消費税率は、平成31年10月以降については引上げ後の税率（10%）で作成してください。

なお、収入項目の利用料金については、利用料金の総額を現行の税率（8%）で割戻し、引上げ後の税率（10%）を乗じて算出してください。

15 添付書類

- (1) 指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 滞納のないことの証明書
- (5) 質問書
- (6) 山口市徳地高齢者・若者活性化センター指定管理者仕様書

※共同企業体として応募する場合は、上記のほか共同企業体協定書、委任状が必要となりますので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先

山口市徳地総合支所農林課

農畜産振興担当

電話 0835-52-1115

FAX 0835-52-1301

E-mail tk-nourin@city.yamaguchi.lg.jp